

株主各位

第 30 期定時株主総会招集のご通知に際しての  
インターネット開示情報

連 結 注 記 表

(自 平成 29 年 11 月 1 日 至 平成 30 年 10 月 31 日)

株式会社カイカ



「連結注記表」につきましては、法令及び当社定款第 15 条の規定に基づき、当社ホームページに掲載することにより株主の皆様提供しております。

## 連結注記表

### (継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

### (連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等)

#### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 7社

主要な連結子会社の名称

SJ Asia Pacific Limited

株式会社東京テック

株式会社ネクス・ソリューションズ

株式会社CCCT

eワラント証券株式会社

EWARRANT INTERNATIONAL LTD.

EWARRANT FUND LTD.

株式会社CCCTは平成29年11月に当社全額出資にて設立し、eワラント証券株式会社及びEWARRANT INTERNATIONAL LTD.並びにEWARRANT FUND LTD.については、全株式取得により連結の範囲に含めております。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数 3社

株式会社ネクス、株式会社シーズメン、フィスコキャピタル1号投資事業有限責任組合

(2) 持分法を適用しない関連会社数 2社

ENPIX Corporation, 株式会社レジストアート

(持分法を適用しない理由)

持分法非適用会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等から見て持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、海外連結子会社1社の決算日は3月31日ですが、連結計算書類の作成にあたり、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

#### 4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

ロ. たな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

商品

主として個別法による原価法

仕掛品

主として個別法による原価法

ハ. 仮想通貨

・活発な市場があるもの

時価法（売却原価は移動平均法により算定しております）

・活発な市場がないもの

移動平均法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

当社

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）および平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

海外連結子会社

定額法

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物及び構築物 3～39年

機械装置及び運搬具 2～8年

工具、器具及び備品 4～15年

- ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）  
定額法  
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（3～5年）に基づく定額法、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売数量に基づく方法と残存有効期間（3年）に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を計上しております。
- ハ. リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (3) 重要な収益及び費用の計上基準  
受注制作のソフトウェアに係る売上高及び売上原価の計上基準  
イ. 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約  
工事進行基準(契約の進捗率の見積りは原価比例法)  
ロ. その他の契約  
工事完成基準
- (4) 重要な引当金の計上基準  
イ. 貸倒引当金  
債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。  
一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。  
ロ. 賞与引当金  
従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担に属する部分を計上しております。
- (5) その他連結計算書類作成のための重要な事項  
イ. 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準  
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。  
ロ. のれんの償却方法及び償却期間  
のれんの償却については、20年以内のその投資効果の発現する期間にわたって、均等償却しております。ただし、金額が僅少なものについては、発生時に一括償却しております。  
ハ. 消費税等の会計処理  
税抜方式によっております。

#### 注記事項

##### (連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 199,574千円

##### 2. 担保に供している資産

(1) 担保に供している資産は、次のとおりであります。

土地	144,616千円
建物	35,510千円
計	180,127千円

(2) 担保付債務は、次のとおりであります。

一年内返済予定長期借入金	12,192千円
長期借入金	125,088千円
計	137,280千円

##### 3. 特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項

金融商品取引責任準備金 金融商品取引法第46条の5第1項

##### (連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末日における発行済株式の数 普通株式 360,858,455株  
当連結会計年度末日における自己株式の数 普通株式 192,954株

##### 2. 剰余金の配当に関する事項

当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項（予定）

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を借入により調達しておりますが、長期にわたる投資資金は借入、増資及び社債の発行にて調達する方針であります。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用する方針であり、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。預け金には有価証券が含まれており、売却時と現在の評価額とは差が発生しますので、時には現在の評価額を下回るリスクがあります。投資有価証券は、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されております。また、取引先企業等に対して短期貸付及び長期貸付を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。カバード・ワラント負債は、原資産価格の変動の影響を受けるので、時にはヘッジ取引を行なっても、損失を蒙ることがあります。長期借入金は、主に長期的な投資資金に係る資金調達であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権、長期貸付金について、主な取引先の信用状況を定期的に把握し、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

なお、デリバティブ取引の利用にあたっては、格付の高い金融機関とのみ取引を行う方針であり、信用リスクはほとんどないと認識しております。

②市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

また金融商品取引事業においては、市場リスクは保有する有価証券・派生商品（デリバティブ）等や外貨預金等の外貨建て資産・負債等に、株価、金利その他価格変動要因及び外国為替相場等など市場全体に共通の要素の変動によって発生し得る損失の危険とその他の理由によって発生し得る損失の危険をあらかじめ定めた限度額の範囲内に収めることでトレーディング部で管理しております。なお、当該限度額は投資・リスク管理委員会において決定し、リスク管理室でモニタリングしております。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当社は、担当部署が資金繰計画を作成するとともに、手許流動性の維持等により流動性の管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年10月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、下表には含めておりません(注2)を参照ください。)

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,482,857	2,482,857	—
(2) 受取手形及び売掛金	1,123,141	1,123,141	—
(3) 未収入金	39,580	39,580	—
(4) 預け金	820,292	820,292	—
(5) 投資有価証券	1,029,663	1,029,663	—
(6) 長期貸付金	218,324	—	218,324
貸倒引当金(※)	218,324	—	218,324
	—	—	—
資産計	5,495,535	5,495,535	—
(1) 支払手形及び買掛金	252,672	252,672	—
(2) 短期借入金	2,000,000	2,000,000	—

(3) カバード・ワラント負債	426,438	426,438	—
(4) 長期借入金	382,542	368,965	13,576
負債計	3,061,652	3,048,076	13,576

(※) 長期貸付金に対して計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに投資有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

- (1) 現金及び預金、(3) 未収入金、(4) 預け金  
これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (2) 受取手形及び売掛金  
これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっております。
- (5) 投資有価証券  
投資有価証券の時価については、取引所の価格によっております。
- (6) 長期貸付金  
当社では、長期貸付金の時価の算定は、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローを適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、連結貸借対照表に計上しております短期貸付金のうち、1年内回収予定の長期貸付金に該当するものは、当該項目に含めて記載しております。

負債

- (1) 支払手形及び買掛金  
これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (2) 短期借入金  
これらはすべて短期の返済であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (3) カバード・ワラント負債  
これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (4) 長期借入金  
長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、連結貸借対照表に計上しております1年内返済予定の長期借入金は、当該項目に含めて記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

下記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	4,102,438

(賃貸等不動産に関する注記)

当社では、静岡県に遊休不動産を有しております。

一部の連結子会社では、栃木県に遊休不動産を有しており、また、当該連結子会社は、福岡県その他の地域において自社物件を新規取得し、当該子会社の事業所等として使用していますが、その一部を賃貸しているため、賃貸不動産として使用される部分を含む不動産としております。当連結会計年度における当該賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する賃貸損益は9,821千円(賃貸収益は営業外収益に、主な賃貸費用は営業外費用に計上)であります。

賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額及び当連結会計年度における主な変動並びに連結決算日における時価及び当該時価の算定方法は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額			連結決算日における時価
	当連結会計年度 期首残高	当連結会計年度 増減額	当連結会計年度 期末残高	
遊休不動産	2,000	—	2,000	2,010
賃貸不動産として使用される部分を含む不動産	295,914	△10,434	285,480	289,200

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2 時価の算定方法

時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

(1株当たり情報に関する注記)

(1) 1株当たり純資産額	20円15銭
(2) 1株当たり当期純利益	1円77銭

(重要な後発事象に関する注記)

(株式会社フィスコデジタルアセットグループの持分法適用関連会社化)

当社は平成30年12月26日開催の取締役会において、株式会社フィスコデジタルアセットグループ（以下、「FDAG」といいます。）が発行した第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下、「本新株予約権付社債」といいます。）を権利行使してFDAGを当社の持分法適用関連会社とすることを決議し、同日実行しました。

1. 持分法適用関連会社化の内容

(1) 本新株予約権付社債

①払込期日	平成30年10月18日
②新株予約権の総数	42個
③社債および新株予約権の引受価額	1個につき100,000,000円 各本社債の額面金額100円につき100円 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。
④当該発行による潜在株式数	8,400株
⑤資金調達の額	4,200百万円
⑥行使価額（又は転換価額）	500,000円
⑦行使期間	平成30年10月18日から平成23年10月17日
⑧募集又は割当方法	第三者割当
⑨割当先	第三者割当の方法により、 当社に2,900百万円（額面100百万円の本社債29個） 株式会社イーフロンティアに200百万円（額面100百万円の本社債2個） 株式会社ヴァルカン・クリプト・カレンシー・フィナンシャル・プロダクツに 1,100百万円（額面100百万円の本社債11個）
⑩利率	年1.0%

(2) 行使前後の株式数（議決権個数）および所有割合

①行使前の所有株式数	普通株式 2,010株（議決権の数：2,010個）（議決権所有割合：7.9%）
②行使数	普通株式 5,800株（議決権の数：5,800個）
③行使後の所有株式数	普通株式 7,810株（議決権の数：7,810個）（議決権所有割合：23.2%）

2. 持分法適用関連会社化の目的

平成30年10月10日付「株式会社フィスコデジタルアセットグループとの資本・業務提携および無担保転換社債型新株予約権付社債の引受に関するお知らせ」にて開示しましたとおり、当社は、FDAGが発行した本新株予約権付社債の引受総額4,200百万円のうち、2,900百万円を引受けるとともに、当社およびFDAGそれぞれの子会社を含む資本・業務提携を行いました。営業基盤を活用した営業促進の連携、新規製品やサービスの共同マーケティング、ソフトウェア等の共同開発や共同研究および人材の相互交流等により、当社グループとFDAGグループは強固な協力体制の構築を推進してきました。

当社グループとしては、仮想通貨関連業界はこれからも成長を続けて行くと考えていることから、引き続きフィンテック関連分野、とりわけ仮想通貨関連事業に注力し、当該事業を当社グループの成長を牽引するエンジンの位置づけとする方針であります。さらに本新株予約権付社債の引受先である当社以外の2社による全額行使の内諾を得ていることをふまえ、当社として慎重に検討を行った結果、本新株予約権付社債を全額行使し、持分法適用関連会社化することとしたものであります。

3. 当該事象の損益に与える影響

株式会社フィスコより開示された、平成30年10月10日付「持分法適用関連会社における事業の譲受けに関するお知らせ」及び平成30年12月7日付「当社及び当社連結子会社における特別損失の計上、当社の通期業績予想及び配当予想の修正並びに当社連結子会社の通期業績予想の修正に関するお知らせ」においてFDAGの子会社である株式会社フィスコ仮想通貨取引所（以下、「FCCE」といいます。）が「Zaif」事業の譲受にあたりハッキング対応費用として利用者の補償のために仮想通貨（ビットコイン2,723.4枚、ビットコインキャッシュ40,360枚）を事前に準備し保持していましたが、事業譲渡の効力発生日である平成30年11月22日において、これらの仮想通貨の市場価格の下落に伴い補填に使用した仮想通貨について、取得価格と事業譲渡の効力発生日の時価との差額を実現損失として計上することとなっております。

当社は、FDAGが発行する無担保転換社債型新株予約権付社債2,900百万円と当該株式2,010株（帳簿価額：195百万円）を保有しており、権利行使後は関係会社株式として3,095百万円を保有することになります。FDAG及びFCCEの事業計画等に基づき、平成31年10月期第1四半期以降において、当該投資有価証券の取得価額と比べた実質価額との差が著しくかい離して回復可能性の裏付けが得られない場合には、個別決算で関係会社株式評価損の計上、連結決算では持分法による投資損失を計上する可能性があります。

(ストックオプションとして新株予約権の付与)

平成30年12月26日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社および当社子会社の取締役並びに当社および当社子会社の従業員に対し、特に有利な条件によりストックオプションとして新株予約権を割り当てることおよび当該新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき承認をを求める議案を、平成31年1月30日開催予定の第30期定時株主総会に上程することを決議いたしました。

なお、当社取締役に対する新株予約権付与は、会社法第361条の報酬等に該当するため、当社取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額および具体的な内容につき、併せて上程いたします。

1. 当社および当社子会社の取締役並びに当社および当社子会社の従業員に対し特に有利な条件により新株予約権を発行する理由

当社の連結業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めるとともに、企業価値の向上を目指した経営を一層推進することを目的とし、当社および当社子会社の取締役並びに当社および当社子会社の従業員に対して新株予約権を次の要領により発行するものであります。

2. 当社の取締役に対する報酬等の額

当社取締役に対して割り当てるストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額として年額200百万円（うち社外取締役は34百万円）を上限として設ける旨の承認をお願いするものであります。

ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額および具体的な内容は、会社業績並びに当社および当社子会社における業務執行の状況・貢献度を基準として決定しております。

当社は、新株予約権が当社の企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めること等を目的として割り当てられるストックオプションであることから、その具体的な内容は相当なものであると考えております。

なお、当社の取締役の報酬等の額は、2005年2月15日開催の臨時定時株主総会において年額600百万円以内（ただし使用人分給与は含まない。）とする旨ご承認いただいておりますが、当該報酬額とは別枠で設定するものであります。なお、この取締役の報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の総数

45,000個を上限とし、このうち、当社の取締役に割り当てる新株予約権の数の上限は27,000個（うち社外取締役分は4,500個）とする。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類および数

当社普通株式4,500,000株を株式数の上限とし、このうち2,700,000株（うち社外取締役分は450,000株）を、当社取締役に割り当てる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とする。

なお、各新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という）は当社普通株式100株とする。

また、当社が、本総会の決議の日（以下「決議日」という）後、当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前株式数×株式分割・株式併合の比率

さらに、上記のほか、決議日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当社は必要と認める株式数の調整を行うことができる。

上記の調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(3) 新株予約権と引き換えに払い込む金額

新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しないこととする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権の行使により交付を受けることのできる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、取締役会の定めるところにより新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という）の平均値と割当日の前日の終値（前日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）のいずれか高い金額に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{株式分割・株式併合の比率}}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができる。

(5) 新株予約権の権利行使期間

新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日後2年を経過した日から、当該取締役会決議の日後5年を経過する日まで。

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、新株予約権行使時においても当社又は当社子会社の役職員の地位にあることを要する。ただし、当社取締役会が特例として認めた場合を除く。

(7) 新株予約権の取得条項

① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認されたとき（株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会決議がなされたとき）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

② 新株予約権の割当日以降、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも権利行使価額の50%（1円未満の端数は切り下げ）以下となった場合には、当社は、当該新株予約権を無償で取得することができるものとする。

③ 新株予約権者が、上記(6)に定める条件に該当しなくなった場合には、当社は、当社の取締役会の決議により別途定める日において、当該新株予約権者が保有する新株予約権のすべてを無償で取得することができる。

- (8) 新株予約権の譲渡制限  
譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
  - (9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項  
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。また、新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。
  - (10) 端数がある場合の取扱い  
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
  - (11) その他  
その他の新株予約権の募集事項については、別途開催される当社取締役会の決議において定める。
- (注) 上記の内容については、平成31年1月30日開催予定の当社第30期定時株主総会において、「ストックオプションとしての新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件にいたします。